

基本契約書

【お客様組織名】(以下、「甲」という。)と、東京スタンダード株式会社(インボイス登録番号：T6010001236826)(以下、「乙」という。)は、乙が提供するサービス(以下、「本サービス」という。)に関して、次のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条 (目的)

本契約は、本サービスを甲が利用する上で基本となる契約条件を定めたものであり、甲のサービス利用及び乙のサービス提供について円滑な運用を図ることを目的とする。

第2条 (サービス内容)

- 本サービスは以下に定める。
 - Web アプリケーション (T-web) の提供
 - T-web に関するサポート教育プログラム
 - IT システム導入等の IT 関連支援
 - セミナー・e-ラーニングの提供
 - ISO 認証業務
 - プロセスやシステム改善のための一般的な情報の提供
 - 認証基準の意味及び意図の説明
 - 改善の機会の特定
 - 関係する理論、方法論、技術、又はツールの説明
 - 機密情報でない、関連するベストプラクティスの情報共有
 - 審査を受けるマネジメントシステムの範疇にない、その他のマネジメントシステムの側面

注記：(5) ISO 認証業務があるため、ISO コンサルティングは行わない。
- 甲は、前項に定める単数又は複数のサービスから構成されたコース(以下、「サービスコース」という。)を目的に応じ選択するものとする。
- 本条第1項(1)～(5)の各サービスの内容は、それぞれのサービスコースで締結される個別の契約(審査登録契約書及び各サービスコースに係る契約書を含み、その名称を問わず、以下、「個別契約」という。)において定める。個別契約は、本契約の一部を構成し、本契約に優先して適用されるものとする。
- 甲が第9条に定める料金等の支払を2か月連続で怠った場合(一部の支払いにとどまる場合も含む)、乙は、料金等の支払いの遅延が生じている本サービスについて、乙の裁量により、本サービスの一部若しくは全部の提供の停止、ISO 認証の取消し若しくは一時停止又はその他甲が適切と認める合理的な措置をとることができるものとする。

第3条 (解約及び種類の変更)

- 甲は、本サービスの解約又は本サービスの種類を甲の裁量で変更することができ、本サービスの解約又は本サービスの種類を変更する際は、解約又は変更を適用する月の前月の15日までに、その旨を乙に書面で届け出るものとする。
- 甲が本サービスを解約する場合、乙は解約日をもって第2条1項に定めるサービス内容の提供を終了するものとする。

第4条 (著作権等)

- 本サービスにおいて、乙が甲に提供する一切の著作物等に対する著作権、著作人格権及びそれらに含まれるノウハウその他一切の知的財産権は、乙又はその他の正当な権利者に帰属する。
- 甲は営利目的の有無を問わず、本契約又は個別契約で使用を許諾された一切の知的財産権について、その理由の如何を問わず、第三者に対し、再許諾、譲渡、担保設定その他の処分をすることはできないものとする。
- 甲が、本条の規定に反して知的財産権の権利者その他の第三者との間で何らかの問題又は紛争等が発生した場合、乙は一

切責任を負わないものとする。なお、甲は、本条違反により、乙又は知的財産権の権利者その他第三者に損害が発生した場合には、その損害を補償する。

第5条 (内容、契約の変更)

乙は、本契約又は本サービスの内容を変更又は一部廃止する場合は、当該変更又は廃止が生じる日（以下、「発効日」という。）の少なくとも2週間前の日までに、乙の定める方法で適切な予告をするものとする。なお、乙は、変更又は一部廃止にかかわる内容の詳細及び発効日を決定する前に、甲に意見や要望等をヒアリングし、それらを考慮に入れることがある。

第6条 (情報提供義務)

乙は以下の場合、甲に対し本契約に関する甲の情報・資料等の提供を求めることができるものとする。この場合、甲はそれに応じるものとする。

- (1) 本サービスの履行に必要な場合
- (2) その他乙が必要と判断する理由がある場合

第7条 (有効期間及び契約解除)

1. 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とし、期間満了1ヶ月前の日までに甲又は乙から相手方に対し本契約の終了の意思表示がなされないときは、本契約は同内容にて自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、以下のいずれかの事由が相手方に生じた場合には、何らの催告を要せず、相手方への通知をもって本契約を解除することができるものとする。
 - ① 甲又は乙の本契約の違反・不履行があり、相手方に対し催告したにもかかわらず、14日以内に当該違反・不履行が是正されない場合
 - ② 甲又は乙が銀行取引停止処分を受けた場合
 - ③ 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ④ 甲又は乙がその重要な財産につき差押え、仮差押え、仮処分、若しくは競売の申立てを受け又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 甲又は乙が破産、特別清算、会社更生、民事再生の手続開始の申立てを自ら行った場合又は申立てられた場合
 - ⑥ 甲が事業の全て又は一部を停止し、本サービスの利用を断念する等して本契約の目的が達成できないことが明確になった場合
 - ⑦ 甲が乙に本サービス利用のために提出した文書において、故意又は重大な過失による虚偽の記述、記述漏れ又は誤解を与えるような記述があることが判明した場合
 - ⑧ 解散（合併を除く）、会社分割又は重要な事業の譲渡の決議をしたとき
 - ⑨ 資産又は信用状態に重大な悪変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
 - ⑩ その他前各号に準じる事由が生じたとき
3. 甲及び乙は、前項事由の発生により相手方に損害を及ぼした場合、故意又は重大な過失である場合に限り、その損害を賠償する責任を負うものとする。なお、天変地異その他不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益については賠償の範囲に含まれないものとする。
4. 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本契約の終了又は解除の後であっても、本契約で生じた甲、乙間の未決済の金銭債務及び本契約第15条、第18条に規定する甲及び乙の義務は有効に存続し、該当条項の規定に従い履行されるものとする。

第8条 (料金及び費用)

甲は乙に依頼した本サービスに対して、乙が「お支払いに関する条件書」に定めた料金及び費用を定められた支払日までに支払うものとする。乙の業務に対する料金は、乙のホームページに記載する料金表及び個別契約によるものとする。

第9条 (支払方法)

1. 甲は、本サービスの料金等を本条又は個別契約に定める支払日までに、支払うものとする。支払方法は原則として預金口座振替によるものとし、預金口座振替に対応していない預金口座しか保有していないなどの理由により預金口座振替による支払いが困難な場合には、その旨を乙に説明の上、銀行振込その他乙が定める支払方法により料金等を支払うものとする。
2. 支払方法について次の各号にしたがうものとする。
 - (1) 預金口座振替による支払いは、甲が指定した金融機関が、乙が承認した金融機関であることを必要とし、甲は、乙が

指定する回収代行業者を通じて甲が指定した預金口座からの自動引落の方法で料金等を支払うものとする。

- (2) 甲は、預金口座振替による支払いに関する手続きが全て完了するまでの間は乙が定める支払い方法により料金等を支払うものとする。
 - (3) 銀行振込による支払いの場合、振込手数料は甲が負担するものとする。
 - (4) 何らかの理由により預金口座振替による支払いが出来なかった場合（一部の支払いしか出来なかった場合を含む。）、甲は、直ちに、支払未了額を銀行振込により支払うものとする。但し、甲は、一度に限り、かかる支払未了額を、翌月の支払日に当該支払日に支払うべき金額と合わせて預金口座振替の方法より支払うことができるものとする。
3. 前月の15日までに解約の申し出がない場合は、翌月分の各サービスコースに係るサービス料金が引き落とされるものとする。

第10条（価格表の改定）

乙は、第8条の乙のホームページに掲載する料金表を消費税の変更やその他の理由により改定する場合は、あらかじめその旨を乙のホームページに掲載するほか、適切な方法によって甲に対して予告する。なお、改定後は、甲は、改訂した料金表に従って各サービスコースに係るサービス料金を支払うものとする。

第11条（中途解約及び休止）

本契約の有効期間中であっても、甲は書面により乙に申し出をすることにより本契約を中途解約又は休止することができる。解約の場合には、甲は乙に対して、前月末日までに書面をもって通知するものとし、乙が前月末日までにかかる通知を受領した場合、その翌月の末日の経過をもって全てのサービス利用が解除される。

第12条（法令遵守）

甲及び乙は、業務を遂行する又はサービスを受けるにあたり法令・規制を遵守するものとする。

第13条（権利義務の譲渡禁止）

1. 甲は、相手方の事前の書面による同意なく、本契約により生じた契約上の地位を移転し、又は本契約により生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは、第三者の担保に供することはできない。
2. 乙は、何らかの理由により本サービスに係る事業を他社に譲渡する場合は、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本契約に基づく権利及び義務並びに契約者情報その他の顧客情報を甲に事前に通知したうえで、当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、甲はかかる譲渡につき本項において予め同意したものみなす。なお、本項に定められる事業譲渡には、会社法上の事業譲渡のみならず、会社分割その他その形態を問わず第三者に事業が承継されるあらゆる場合を含む。

第14条（賠償責任）

1. 本契約の定める賠償の範囲及び責任は第7条3項及び第15条4項のとおりとする。
2. 本サービスの利用に関し乙が損害賠償責任を負う場合、本サービスに関して直近1年間に支払った利用料を限度額として賠償責任を負うものとする。
3. 甲及び乙は書面をもって賠償の請求を行うこととする。ただし、損害の存在を認識した日より2年間請求のない場合には賠償の権利を放棄したものとみなす。

第15条（機密保持）

1. 甲及び乙は本サービスの提供及び利用の過程において知り得た技術上、営業上の一切の情報（以下、「機密情報」という）について、第三者に開示・漏洩してはならず、また、本サービスの利用目的以外に利用してはならない。なお、甲及び乙は、善良なる管理者の注意をもって相手方当事者から受領した機密情報を管理するものとする。
2. 特定の個人に関する情報については、乙は個人情報保護法に基づき、適法かつ公正な手段により情報取得し、取得の際に示した利用目的の範囲内で、本サービスの遂行上必要な限りにおいて利用するものとし、事前に同意を得る事なく、第三者に開示してはならない。
3. 前2項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する情報については機密情報に含めないものとする。
 - ① 情報を受領した時点で既に公知のもの又は既に自ら保有していた情報
 - ② 情報を受領した後に自己の責に帰す事のできない事由により公知となった情報
 - ③ 秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - ④ 本サービス提供の過程において知り得た技術上、営業上の一切の情報によることなく独自に開発した情報
 - ⑤ 本目的に関連して機密情報を必要とする情報受領者の役員若しくは従業員、又は、情報受領者が業務上必要と認め依

頼する弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー等の外部専門家に対し、合理的に必要な範囲で開示する場合の当該情報

- ⑥ 開示について相手方の承諾を得た情報
 - ⑦ 法令により開示が強制される情報
4. 甲及び乙は、相手方が善良なる管理者の注意を怠り機密情報を外部に開示・漏洩したことにより損害を被った場合には当該開示又は漏洩された機密情報の使用の差止請求並びに当該開示又は漏洩により被った現実の直接的な損害について賠償請求をすることができるものとする。ただし、相手側に請求できる損害賠償の範囲には天変地異その他不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから、5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないことを確約する。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本契約を即時解除することができる。
3. 甲及び乙が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、解除された者はこれによる相手方に対する損害を賠償する。
4. 第 2 項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に一切の請求を行わない。

第 17 条（誠実協議条項）

1. 甲及び乙は、本契約条項を信義に基づき誠実に履行するものとする。
2. 本契約条項に定めのない事項が生じた時及び本契約の各条項の解釈について疑義を生じた時は、その都度甲乙で協議し誠意をもって解決する。

第 18 条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関連する一切の訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲乙両者は上記すべての条項に合意して、本契約書を締結する。この事を証するため本書 2 通作成し、各自記名押印のうえ、各々その 1 通を保有する。

【契約書締結日】

【住所】

甲： 【お客様組織名】

【代表者役職名】 【代表者氏名】 (印)

東京都中央区日本橋大伝馬町 2-7 HF 日本橋大伝馬町ビルディング 3F

乙： 東京スタンダード株式会社

上級経営管理者 植山 茂孝 (印)